

## 久留米広域市町村圏事務組合告示第2号

令和8年第1回久留米広域市町村圏事務組合議会定例会において、下記が議決されたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第219条第2項の規定により、当該予算の要領を公表する。

令和8年2月20日

久留米広域市町村圏事務組合長 原 口 新 五

### 記

#### 1 予算

- (1) 令和7年度久留米広域市町村圏事務組合  
広域消防特別会計補正予算（第1号）
- (2) 令和8年度久留米広域消防組合  
一般会計予算

#### 2 議決年月日

令和8年2月18日（水）

## 令和8年度久留米広域消防組合 一般会計当初予算の要領

### 1 はじめに

本組合の予算については、令和7年度をもって「小児救急医療支援事業特別会計」及び「広域消防特別会計」を廃止し、令和8年度からは「一般会計」に消防事務予算を編入して一本化している。

### 2 一般会計

消防事務予算を編入した令和8年度の一般会計予算は、総額 6,398,000 千円となり、前年度の3会計合計額と比較すると 4,630,060 千円（▲42.0%）の減少となる。

#### (1) 歳入

歳入の主なものは、構成市町からの負担金、基金繰入金、前年度繰越金及び組合債である。

款	項	金額 (千円)
1 分担金及び負担金		5,286,207
	1 負担金	5,286,207
2 使用料及び手数料		4,650
	1 使用料	450
	2 手数料	4,200
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 県支出金		1
	1 県補助金	1
5 財産収入		5,000
	1 財産運用収入	500
	2 財産売払収入	4,500
6 繰入金		50,000
	1 基金繰入金	50,000
7 繰越金		50,000
	1 繰越金	50,000
8 諸収入		6,941
	1 組合預金利子	100
	2 雑入	6,841
9 組合債		995,200
	1 組合債	995,200
歳入合計		6,398,000

## (2) 歳出

歳出の主なものは、職員の人件費、施設整備事業費、車両整備事業費、庁舎建設事業費及び筑後地域消防指令センター運営費に係る消防費である。

款	項	金額(千円)
1 議会費		1,950
	1 議会費	1,950
2 総務費		10,550
	1 総務管理費	5,250
	2 文書広報費	5,000
	3 公平委員会費	100
	4 監査委員費	200
3 消防費		5,982,113
	1 消防費	5,982,113
4 公債費		373,387
	1 公債費	373,387
5 予備費		30,000
	1 予備費	30,000
歳出合計		6,398,000

### 【地方自治法第212条第1項の規定による継続費】

款	項	事業名	総額(千円)	年度	年割額(千円)
3 消防費	1 消防費	三井消防署庁舎建設事業 (2期工事)	1,301,671	令和7年度	369,773
				令和8年度	584,652
				令和9年度	347,246

### 【地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費】

款	項	事業名	金額(千円)
3 消防費	1 消防費	車両整備事業にかかる備品購入費	306,700

### 【地方自治法第214条の規定による債務負担行為】

事項	期間	限度額(千円)
庁舎清掃業務委託料	令和9年度から令和11年度まで	90,760
庁舎清掃業務委託料 (指令センター及び東出張所分)	令和9年度	5,194